

大和山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

##### 大和山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和山市営住宅条例施行規則（平成9年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1つきみ野住宅の項対象住戸の欄中「1号棟から3号棟まで」を「1号棟から3号棟まで及び5号棟」に改め、「及び5号棟」を削る。

別表第1緑野住宅、1号棟から3号棟までの項中「から3号棟まで」を削り、同項の次に次のように加える。

2号棟及び	台所及び浴室の給湯設備あり	0.995
3号棟	台所及び浴室の給湯設備なし	0.970

##### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。